

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全の
ための活動の促進等に関する法制度について

〔平成22年6月15日〕
閣 議 了 解

生物の多様性は、人間が行う開発等による生物種の絶滅や生態系の破壊、社会経済情勢の変化に伴う人間の活動の縮小による里山等の劣化、外来種等による生態系のかく乱等の深刻な危機に直面している。

このような状況の中、一昨年、豊かな生物の多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる「自然と共生する社会」の実現を図る生物多様性基本法が制定され、国は、多様な主体の連携及び協働による生物の多様性の保全のための活動を促進するための必要な措置を講ずるものとされている。また、折しも本年10月、我が国において生物多様性条約第10回締約国会議が開催されることとなっており、現在、国内外において生物の多様性の保全に関する機運が高まってきている。

こうした状況を踏まえ、政府は、本年10月に開催される生物多様性条約第10回締約国会議に向けて、別紙を内容とする法律案の提出に向けて準備を進めることを了解する。